

# 2023年5月期全塾協議会定例会議事録

2024年1月6日

全塾協議会

全塾協議会規約第22条第1項に基づき、2023年5月20日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。

## 議事概要記録

名称	2023年5月期全塾協議会定例会
場所	対面(三田キャンパス 大学院校舎 354教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2023年5月20日 11:00~14:25

### 塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表 山田健太
上部団体	事務局長 佐々木菜緒
文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	後藤美汐
体育会本部 主幹	欠席
全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	内島駿介
全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
四谷自治会 会長	藤村悠哉
芝学友会 会長	荒井大輔
福利厚生機関本部 代表	欠席

### 次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部長 宮下海
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	議事部長 宮下海
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

## 議決事項

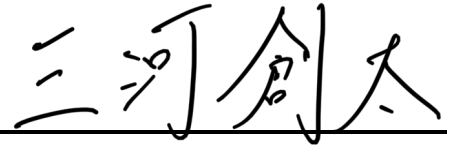
議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20230520-01-JSD	塾生代表 山田健太	業務報告	採決なし
20230520-02-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	業務報告	採決なし
20230520-03-SAI	卒業アルバム委員会 代表 山野蒼依	交代報告	採決なし
20230520-04-SNG	湘南学祭実行委員会 財務 亀井佑馬	独自財源特別支出承認申請	可決(修正)
20230520-05-SNG	湘南学祭実行委員会 財務 亀井佑馬	在庫の処理に関する申請	可決(修正)
20230520-06-IIR	国際関係会 財務 小川侑之助	独自財源特別支出承認申請	可決
20230520-07-KSI	慶早戦支援委員会 財務 清水芙美	交付金特別支出承認申請	可決(修正)
20230520-08-MTI	三田祭実行委員会 財務局長 山本萌歌	独自財源特別支出承認申請	可決
20230520-09-OES	應援指導部 会計 國松史弥	独自財源特別支出承認申請	可決
20230520-10-SGK	芝学友会 会長 荒井大輔	交付金特別支出承認申請	可決
20230520-11-SGK	芝学友会 会長 荒井大輔	独自財源特別支出承認申請	可決
20230520-12-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	全塾協議会事務局規則の改正に関する議案	可決
20230520-13-OTR	議員 三河創太	全塾協議会規約の改正に関する議案	可決
20230520-14-OTR	議員 三河創太	特別委員会規則の改正に関する議案	可決(修正)
20230520-15-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に関する議案	可決
20230520-16-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体等主催行事に於ける処分に関する議案	採決なし
20230520-17-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の基本政策に関する議案	採決なし
20230520-18-JSD	塾生代表 山田健太	議会運営の諸規定に関する議案	可決

2024年1月6日 議事録作成(ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。)  
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

三河創太

(署名)



## 議事詳細記録

### 1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

### 2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

### 3. 定足数確認

議事部長 宮下海による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

### 4. 配布資料の確認

議事部長 宮下海が、既に配布された資料の確認を行った。

### 5. 議長の確認

議事部長 宮下海は、全塾協議会規約 第11条に基づき、現在の議長が全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太であることを確認した。

### 6. 議事録作成報告

議事部長 宮下海は、2023年までの議事録作成が完了し、元議事部長の確認ができ次第1月期を議長へ確認、残りはフローを簡易化して公開予定である旨を報告した。

### 7. 議事

#### (1) 塾生代表 業務報告

塾生代表 山田健太は、議案資料 [20230520-01-JSD](#) に記載の通り業務報告を行った。その際山田は、4月期よりは面談の頻度が落ち着き、着々と各種その他業務を進めているところだと補足した。

#### (2) 全塾協議会事務局 業務報告

##### i. 総務政策部報告

各種対応および各面談への出席、性暴力対策ワークショップの運営、共済部の事業委託関連作業、業務進捗評価を行ったと報告した。

##### ii. 議事部報告

定例会の準備及び運営、全塾協議会名簿の更新、登記情報フォームの内容精査、議事録に関する検討会

の実施を行なったと報告した。

iii. 財務部報告

財務講習会、共済部対応、特別支出許可番号発行、団体対応、決算関連作業、予算関連作業の開始を行ったと報告した。

iv. 広報部報告

ホームページの作成及び更新、あいさつ運動のフォーム作成、議会のツイート、事務局新歓を行ったと報告した。

v. 事務局長報告

各種書類チェック、各種対応、事務局内の機密情報保持に関する検討会実施、所属団体面談出席、所属団体及び特別委員会のメーリングリスト運用開始、新歓活動を行ったと報告した。

(3) 卒業アルバム委員会 交代報告

卒業アルバム委員会より、交代報告が上程され、新代表に山野蒼衣、新財務に北村可奈が就任した。

(4) 湘南学祭実行委員会 独自財源特別支出承認申請

湘南学祭実行委員会より、独自財源特別支出申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥3,000	事前	ラミネートフィルム代	幼稚園生に短冊を書いていただき、七夕祭で飾ったのち返却するため	2023年5月後半
2	¥397,490	事前	印刷代	七夕祭パンフレット印刷のため	2023年6月前半
3	¥27,260	事前	印刷代	七夕祭ポスター及びチラシ印刷のため	2023年6月前半
4	¥1,956	事前	封筒代	パンフレット及びチラシ送付のため	2023年6月前半
5	¥104,000	事前	紙袋代	福引の景品を入れる紙袋を印刷するため	2023年6月前半
6	¥10,578	事前	印刷代	福引の紙袋へ封入する企業広告チラシの印刷のため	2023年6月前半
7	¥80,000	事前	ラムネ代	当日に販売するラムネ購入のため	2023年6月後半
8	¥3,793	事前	包装代	ポスター郵送用のケース購入のため	2023年6月前半
9	¥25,900	事前	郵送代	ポスター・チラシ・パンフレットの送付のため	2023年6月前半
10	¥4,400	事前	チケット作成代	縁日の企画でのチケット作成のため	2023年6月前半
11	¥25,069	事前	景品代	企画の景品購入のため	2023年6月前半
12	¥1,148	事前	お茶代	各種講習会にお越しいただく講師の方へ差し上げるため	2023年6月前半
13	¥16,644	事前	企画用品代	縁日企画で使用するため	2023年6月前半
14	¥2,296	事前	お茶代	七夕祭当日に販売するため	2023年6月前半

15	¥89,195	事前	アクリルチャーム代	スタンプラリー形式の企画実施のため	2023年6月前半
16	¥814	事前	チェキフィルム代	チェキ販売のため	2023年6月前半

湘南学祭実行委員会財務 亀井佑馬は、議案資料 [20230520-04-SNG](#) に記載の通り説明を行った。

事務局長 佐々木菜緒は、議案資料 9 の支出内容が、郵送費とケース代、どちらなのか尋ねた。それに対して亀井は、ケース代であると回答した。また佐々木は、議案資料 12 の 5 つ目のお菓子詰め合わせの単価が異なり、さらに飴の味によって値段が変わるがその飴の味が記載されていないと指摘した。それに対して亀井は、Amazon の値引きにより値段が変わったと考えられるため、単価を 1,351 円に修正し、飴の味はミックスであると述べた。また佐々木は、議案資料 12 の 8 つ目のオリジナルトランプの個数について詳細を尋ねた。それに対して亀井は、2 個入りのものを 1 点購入すると回答した。また佐々木は、議案資料 14 および 16 の購入品目について、在庫がなくなった場合の対応について詳細を尋ねた。それに対して亀井は、申請金額を超えないように購入する予定であり、在庫がなかった場合はそれを下回るように購入するか、一部自己負担とすると回答した。また佐々木は、議案資料 15 の 2 つ目のスーパーボール 500 個入りについて、その説明のハイパーリンクが誤っていると指摘した。それに対して亀井は、正しいハイパーリンクを議会に共有した。また佐々木は、議案資料 17 の 2 つ目のアクリルキーホルダー (3cm 以内、200 個) について、送料が発生するのではないかと指摘した。それに対して亀井は、おそらく一定以上の金額の利用で送料が免除されるものだと言明した。また佐々木は、議案資料 3 のポスター (A2、光沢紙、135kg、片面カラー、4 営業日発送、200 部) について、単価が異なると指摘した。それに対して亀井は、単価を 6,550 円に修正した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、議案資料 16 のお茶 (24 本入り) は販売の予定なのか尋ねた。それに対して亀井は肯定した。そこで後藤は、販売目的の場合は特別支出に当たらないのではないかと指摘した。それに対して佐々木は確認すると回答した。

塾生代表 山田健太は、議案資料 7 および 13 の申請内容はこのままでは承認できないと述べた。山田はその理由を、お礼品と返礼品作成費が通ると「企画費」で通ることになってしまうためだと説明した。さらに山田は、6 月期定例会での承認でないと言間に合わないということであれば、緊急執行という手もあるのである程度想定が固まったら再度申請してほしいと述べた。

ここで亀井は、先述の議案資料 17 の 2 つ目のアクリルキーホルダー (3cm 以内、200 個) について、やはり送料が 1,100 円発生することがわかったため、その分追加の額を申請することは可能か尋ねた。それに対して議長 三河創太は、その申請を受け入れた。

三河は申請内容の変更について、議案資料 7 および 13 の申請は取り下げ、一部単価および申請金額の修正があることを確認した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

##### (5) 湘南学祭実行委員会 在庫の処理に関する申請

湘南学祭実行委員会より、在庫の処理に関する申請が上程された。

湘南学祭実行委員会財務 亀井佑馬は、申請理由として、七夕祭で購入した水や OS1 の余った分の賞味期限、消費期限が迫っており、次回開催に間に合わないものをキャンパス内で配布するためだと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は配布対象を藤沢所属に限る理由を尋ねた。これに対して亀井は、慶應義塾大学所属という表現に修正すると述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (6) 国際関係会 独自財源特別承認申請

国際関係会より、独自財源特別承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥100,200	事前	電車代	イベント開催のための部員移動費として	2023年6月中旬頃
2	15,000¥	事前	記念品代	イベントのゲストとなる留学生への記念品贈答のため	2023年6月中旬頃

国際関係会財務 小川は、6月に国際関係会においてLINK(企画名)を開催するため、それに関する申請となっているとした。

事務局長 佐々木は、交通費についてはルートの記載をお願いしたいと述べると、小川は、後ほど Slackなどで提出させていただくと回答した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。山田は、佐々木の指摘に加え、事前・事後を記載するよう依頼した。

#### (7) 慶早戦支援委員会 交付金特別申請支出承認申請

慶早戦支援委員会より、交付金特別申請支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥1,800	事前	電車・バス代	三田所属の部員が、SFC キャンパスでの販売活動に参加する上で、品川駅～湘南台～慶応大学(バス：神奈川中央交通)往復を2回を行うため。	2023年5月24日
2	¥3,850	事前	個人への贈答品費	春季慶早戦の応援席券販売にむけた販売促進活動の一環で、サインボール配布を行うため	2023年5月22日
3	¥5,280	事前	駐車場代	春季慶早戦前日準備日に、レンタカーを三田キャンパス付近の駐車場に一時駐車させるため	2023年5月26日
4	¥127,710	事前	レンタカー代	慶早戦当日の誘導業務等に使う器材の運搬	2023年5月26日

慶早戦支援委員会財務 清水茉美は、議案資料 [20230520-07-KSI](#) に記載の通りに説明を行った上で、以前に発生した交通費の支出が事後承認となるのか、個人負担となるのか尋ねた。

塾生代表 山田健太は、交付金とするか個人負担となるかは団体各自の判断に任せ、交付金として申請する場合は、事後承認となると回答した。

慶早戦支援委員会財務 清水茉美は、以前の交通費を部員の個人負担とし、1つ目の電車・バス代を1,800円に変更し、提案した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、これまで定例会の交通費の話があったことや、交通費は自団体が企画するものであるため予測可能なものであり交付金で支給するのは適切であるのか意見を求めた。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、交通費について規定している文言が財務管理の手引きにないことから各団体に任せるべきだと意見を表明した。

塾生代表 山田健太は、団体所属者の移動が団体からどれほど強制力があつたのかが交通費の支給の判断に効力をもたらす、各キャンパスに所属する人が活動するのが適切であるが、場合によって個別具体的に判断する必要があると述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (8) 三田祭実行委員会 独自財源特別支出承認申請

三田祭実行委員会より、独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥12,320	事後	切手代	広報宣伝企画「受験のすいめ」にてポスターを送るために使用する切手代として。	2022年11月4日

三田祭実行委員会財務局長 山本萌歌は、事後申請になったことについて謝罪した。

事務局長 佐々木菜緒が具体的にいつの支出か尋ねた。山本は去年の10月に切手を購入したがそのタイミングで申請が漏れていた為と答えた。のちに正しくは11月1日であったことが判明した。佐々木は事後申請の場合は申請の日を記載すること、切手代は運送費にあたるため項目を分けて書くことを要望した。

塾生代表 山田健太は「第65回三田祭実行委員会」は全塾協議会に所属する団体として存在していないため、「三田祭実行委員会」と記載を改めるように要望した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐はポスターを送るための切手代の申請であるため、運送費ではなくポスター同様贈答品費に含まれるのではないかと尋ねた。山田は、特別支出の承認として認識しているため、運送費か贈答品費はまた別の議論であると述べた。

また、山田は、会話の中で、特別支出について、元の物品に依存するという見解を述べた。ポスターは特定の誰かに資する物ではないため、その運送費である切手代も特別支出に入らないのではないかとということであった。しかし、その議題に関しては申請内容と離れてしまっているため、これ以上議論が進むことはなかった。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (9) 應援指導部 独自財源特別承認申請

應援指導部より、独自財源特別承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥55,000	事前	慶應義塾大学体育會自動車部への謝礼金	東京六大学野球春季リーグ戦慶早戦のメイン台設営及び撤収の運搬費として	2023年5-6月

2	¥8,000	事前	慶應義塾大学体育會自動車部へのお弁当代	東京六大学野球春季慶早戦前設営を依頼する自動車部への弁当代として	2023年5月
3	¥107,360	事前	新入部員の正部員腕章代	一年生部員に贈る正部員腕章代として	2023年5-6月
4	¥20	事後	早慶レガッタ定期戦にて使用する駐車場代	4/16(日)早慶レガッタ定期戦にて使用した器材運搬車の駐車場代として	2023年4月
5	¥1,500	事後	練習にて使用する器材運搬車の駐車場代	4/2(日),3(月)練習にて使用した器材運搬車の駐車場代として	2023年3-4月

應援指導部本部会計 國松史弥は、事後に関しては、先月期から増加したものと、決算をして申請できていなかったものが含まれる旨、事前申請の贈答品費は昨年度のものを参考にして 2070 円としたが、2440 円として変更して、個数 40 個、107,360 円として申請する旨を述べた。

事務局長 佐々木菜緒は、事前についても支出予定時期を記入してほしい旨、用途から算出根拠の単位等は推測が可能であるが、他団体と基準を合わせるためにも記載をするよう述べた。

全塾協議会議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (10) 芝学友会 交付金財源特別承認申請

芝学友会より交付金財源特別承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥30,005	事後	慶應スマートペン	浦和祭において優勝したクラスに景品として配布するため	2023年5月2日
2	¥81,400	事後	バス貸し切り代	浦和祭で一年生を浦和美園駅まで送るのに使用	2023年5月6日

芝学友会会長 荒井大輔は、事後申請となる旨を謝罪し、5月6日に浦和祭を行い、その際の贈答品費と一年生の送迎費を申請すると述べた。

塾生代表 山田健太は、1個目の30,005円の5円は袋代かと質問し、荒井は肯定した。山田は、算定根拠に書いてほしいと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、単純な疑問になるが、1クラスに60人いるのか(注：申請1について、¥500\*60本+¥5と記載)と質問した。荒井は肯定した。三河は、優勝したクラスは複数かと確認したところ、荒井は優勝したクラスは1クラスであるが、クラス委員の報告によれば購入した60本はすべて配布したとのことであり、実際にその程度いると述べた。

山田は、芝共立キャンパスはクラス委員制度が慶應になる前に存在しているため、他キャンパスと大いなる隔たりがあるとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (11) 芝学友会 独自財源特別支出承認申請

芝学友会より、独自財源特別支出承認申請が上程された。



	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥340	事後	路線バス代	会員が浦和共立キャンパスまで移動するため	2023年5月6日
2	¥59,400	事後	人件費	浦和祭においてテント等を設営・撤去するため	2023年5月後半

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、これが特別支出に当たるのか尋ねた。それに対して塾生代表 山田健太は先方からの請求書並びに領収書の品目名に依存をするのではないかと答えた。また山田は特定の間人への益となったわけではないなら特別支出の対象外としてもいいと答え、議員の見解次第とした。加えて、前提として駄目ではないため、今回は出していいだろうと述べた。三河は芝学友会会長 荒井大輔に対してこのままで大丈夫かと質問した。荒井は肯定した。

全塾協議会事務局事務局長 佐々木菜緒は2番に関して支出予定が中旬であることに関して説明を求めた。荒井は議会で支出が決まった日で申請を求められたため、業務自体はすでにあり、支払いが中旬であると答えた。それに対し、山田は肯定の意を示し、荒井に既に支払い済みか尋ねた。荒井は確認すると答えた。加えて佐々木が後ほど証拠を事務局に送るよう頼んだ。

全塾協議会議会はこれを全会一致で可決した。ここで山田が交通費を必要としたのは1人だけであるのか荒井に尋ねた。荒井は事前であったなら5人申請したが、実際には事後で領収書を出せたのも1人かつ片道であったと答え、残りは独自会計から支出すると答えた。山田は納得の意志を表明した。

改めて全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

## (12) 全塾協議会事務局 全塾協議会事務局規則の改正に関する議案

全塾協議会事務局より全塾協議会事務局規則第14条に関する改正案が上程された。

全塾協議会事務局事務局長 佐々木菜緒は、全塾協議会事務局規則第14条の相談役の定義に文言を足し、軽微な修正を行ったと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致(文化団体連盟本部委員長は事務局員であるため不参加)で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

## (13) 議員 全塾協議会規約の改正に関する議案

議員 三河創太より全塾協議会規則第19条の改正案が上程された。資料はこちらを参照されたい。

三河は先月の議会で改正した文面に示す項数の誤りがあったため修正する目的で提出したと述べた。それに対して文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は実際の19条に対して7日前までに提出しなければならないことか質し、塾生代表 山田健太はそれを肯定した。また後藤は第二項も含めなくてもよいのかという質問を行った。山田はあくまでも前項に掲げており、対象者に掲げるもので今回は創だとの認識を示した。後藤は納得の意を示した。

全塾協議会はこの全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

## (14) 議員 特別委員会規則の改正に関する議案

議員 三河創太より特別委員会規則の改正に関する議案が上程された。

三河は、13番項による全塾協議会規約の改正に伴い、現状に則さない文言を修正したいと述べた。提

案内容は資料の通りである。

山田は、今回修正を提案している特別委員会規則③について、全塾協議会規約と同じ文言だと思うが、規約で縛っているのであればそれ以上は必要ではないのではと述べ、三河は特別委員会はいらないのかと質した。

山田は、緊急の議案は特別委員会から出す可能性があるが、そもそも誰が緊急の議案を出すかではなく、緊急なもの全般を指すのではないかと考えると、規約である程度を定めているのであれば、特別委員会規則から第6条を排しても権利は変わらないのではないかと述べた。

三河は、規約に仮加盟の方も書いて、規則からは削除するかと発言した。

山田は、それも一つ選択肢だと思うが、現状に基づく特別委員会は常にあるのに対し、仮加盟は臨時的であり、その温度感が論点ではないかと述べた。しかし、規約に特別委員会と仮加盟団体を足して、規則から議案提出についての項目を削除する分には良いと思うと発言した。一方で、仮加盟団体の議案提出に関しては、包括的に全て認めていいかどうかについては考えようだと思うと発言した。

三河は今月期でその点を改正するのはやめるとの旨を述べた。

山田は、今月期は特別委員会規則第6条を削除する、規約に明記をしたうえで規則の条数を繰り上げるかについて議論をすべきではないかと述べた。

三河が全体に確認したところ、特別委員会規則第6条を削除する、規約に明記をしたうえで規則の条数を繰り上げる方針に出席者は同意した。

山田は、数字を整えるのが大変になり、特別委員会規則の条数を変えることによって、他の規約規則で特別委員会規則第何条に基づく、という文言が出てきた場合に、改正が大変である可能性があるため、場合によっても繰り下げない方がいいかもしれないと述べたが、議員全体は、特段影響はないだろうと述べ、繰り上げる方針で良いと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (15) 塾生代表 緊急執行に関する議案

塾生代表より、緊急執行に関する議案が上程された。

山田は資料に記載の通り、慶早支援委員会の応援席の販売促進のため野球ボール計10個の配布をしたいと買う前に事前申請があったため、緊急執行に関する議案として受け取ったと述べた。SNSの企画等で抽選の未配布となっており、昨年度までに指摘した点を踏まえて配布対象を塾生にのみに絞っているとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表は本議案を承認した。

#### (16) 塾生代表 所属団体等主催行事に於ける処分に関する議案

塾生代表より所属団体等主催行事に於ける処分に関する議案が上程された。

山田は以下の通り述べた。4月期の定例会の議論に基づいて、所属団体等が主催する行事における処分としての議案について、ある程度草案を作った。対象は団体に限った。個人を制約するのは警察権に値し、全塾協議会の担うレベルを超えると判断した。個人的な出禁などは団体間コミュニケーションの判断レベルとして進めるものである。すなわち特定の個人が違法行為を行い不利益が出ているなら、対策を打つという方針で行きたい。

個人については先述の通りから素案として排除したが、有志の集団については含んでいいと考えている。真の意味での有志というよりは、慶應義塾に定義されている団体に限らず、申請上で集団を呼称するものがあつたとして、それらを排除するものを想定しており、基本的には未公認、非公認団体になるだろうと述べた。所属団体等の主催行事であることを想定すると、学園祭等ではあると思われるため、融資団体も条件付きで断れると考えた。

名称は悩んだ結果「指定制限団体」にした。誰が申請できるかについては、所属団体、特別委員会、事務局とし、承認フロー的に塾生代表が主催できる行事については危険であるため一旦排除し、何かあれば事務局を通して申請するものとしている。

申請基準は主催団体が判断した際に基準を満たす。行為で申請基準を認めるのは行事ごとに大きく異なるとし、講演会形式か、学園祭か、選挙や新歓のような形なのか、慶早戦での応援席など、特定の行為を羅列することは難しいと思うため、それぞれの活動に際したものをそれぞれの団体に決定するのが関の山であるとした。各団体内において適切なルールで悪質と判断されれば十分であろうと考える。

承認は執行機関側であることから、塾生代表による承認であり、公開等は承認後即時行うとした。現行の制度の中で形が近いものは交代であると述べた。

異議申し立て先は塾生代表にはなるが、議会にて議論の必要があるかなと思う。Webにて公開、追加などはSlackやメールにて所属団体等にお知らせすることを想定している。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤は、ここでいう「名称」は何を指しているかと述べた。山田は、当該の制限された団体を指すと回答した。

後藤は団体のことを指しているものであり、一連のフローを述べているわけではないのかと質した。

山田は、処分審査会に近いものになるとし、全塾協議会は、団体を下記の通りの基準で指定制限団体というものに指定できるということを指すとした。

後藤は、周知方法について、こういった集団が制限を受けた事実は、全塾協議会所属団体等が知ればよいのか、それとも塾生全体へ周知はするのかと述べた。

山田は、積極的に周知はしないが、公開して然るべきであるため、Webでは公開する。極めて大事なものとしては各学園祭の参加フローの制定時期かと思うので、それまでにできるだけわかりやすい方法で団体には告知することは行うが、塾生に対して積極的にSNSで発信などは行わないとした。加えて、異論がなければ議決はいらないと述べた。

後藤は、次回塾生代表が本議案を形にして持ってくる場合は、こういった処分内容があるかについて踏まえるかと質問した。

山田は、処分はシンプルに全塾協議会ならびに所属団体が主催する行事に一律参加不可とする想定であるとした。前回議論に上がったのは選挙であるが、民主主義において制限をかけるものはリスクなものであるため、極めて悪質なケースでなければ、選挙権等は消せないとした。また個人を制限の対象から外したことにより、団体の選挙に出ることもなければ、候補者の団体を調べることも把握することもないため、選挙権については特に何も行わないとした。一律参加不可については附則を設けることも想定しているが、学祭の状況で中断が難しいなどあれば、担当と塾生代表の承認があればいいとし、例外事象はあるだろうと述べた。

後藤は、一律参加不可の文言だけだと、半永久的にも捉えられかねないが、年度内だけ、または翌年度も含むのかといった制限を今後かけていく予定はあるのかと述べた。

山田は、悩ましいと述べ、指定制限団体になった際どのくらいの期間それが適用されるのかということ

であるか質した。

後藤は、新歓なら年 1 回であり、その年の三田祭とかに出られないことについては理解を示すが、来年の新歓も出られないというのはどうなのかと質問した。

山田は、ベースは掲載から 1 年有効を想定しており、この点については、議員の意見をベースにしようと考えているとした。例えば、申請する団体が期間を決定できるというのも考えられるとし、1 年が選択された場合は、塾生代表は半年にすることはできるが 2 年にすることはできない、などの制限があっても良いのではないかとした。

後藤は、悪質な違反行為についてもグラデーションがあると思っており、一発退場にするのか、反省文で情状酌量かは考える予定があるのか、申請されたらそれ以外の処分の仕方を考えていないのかと質問した。山田は、それについては考えていないとした。程度の低いものは所属団体が独自で対応をし、所属団体の処分規定では包含しきれないものがある場合に全塾協議会が、とする形を想定していると述べた。罰を与える側としての適切性の問題であり、他のイベントに参加させないという規定を各団体はできないため、自分たちの判断でダメだと思ったものに対して、重罪として上に上げるという形として今回の制度の導入を検討していると述べた。各所属団体が「ここで我々の警告を無視するなら、我々のイベント以外も参加できなくするけど、大丈夫？」と聞くイメージだとした。どうせ来年参加できないくらい、と高をくくっている団体があると現状を述べた。

後藤は申請基準が条件とあるが、塾生代表で処分を 0 にすることもありなのかと質問した。山田は、塾生代表が否決することもあるためありえるとした。ただし、Web にも載る事項であるため、責任を持たなければならないと述べた。

後藤は否決に対する不服申し立てを団体側からすることもできるのかと質問した。山田は、想定はしていないと述べた。

後藤は、それでは塾生代表判断で潰すことができるのではないかと質した。山田は、所属団体は議案として出せるため、悪質な違反行為をやっていないのに出したら異議申し立てを塾生代表に出してほしい、不服申し立てをしたが反応がなく揉み消されたという議案が出て、精査をして揉み消して事実が判明すれば、塾生代表を煮るなり焼くなりして、罷免して選挙をやり直せばいいと述べた。

後藤は、申請された団体側がそういうことをできるというのを文言として含める予定はあるかと質問した。山田は、想定はしていなかったが、載せない理由もないので構わないかなとした。

最後に山田は、他にとりあえず異議はないものとして、来月期の議案提出を目指していくと述べた。

## (17) 塾生代表 全塾協議会の基本政策に関する議案。

塾生代表より全塾協議会の基本政策に関する議案が上程された。議案資料は[こちら](#)を参照されたい。

山田は以下の通り説明した。

資料の掲載の通りになるが、執行機関側として 2 つ話し合いをしている。

一つ目については、所属団体に加盟する団体、通称傘下団体に公平なルールがないことに関してである。所属団体には公平なルールがあり、活動制限もあるわけだが、傘下団体になった瞬間に、管理団体にもよるが割とゆるく、統一見解はないとした。例えば、四谷自治会では承認されるが、芝学友会では承認されない支出などがある。これにより、こちらの団体で認められなかったのが文化団体連盟の傘下に移行しようといった動きがある。

現在、湘南自治会が傘下団体をとるなどの話がある。湘南自治会に加盟する予定だった団体が、文化団

体連盟に移行する、または重複加盟をするといった可能性があるが、これを全塾協議会で否定するものはない。全塾協議会が何を持って指導するのかが必要である。また、完全フリーで問題はあつたのではない以下と見解を示し、管理側にはある程度の規範があつても問題ないのではないかと発言した。すなわち、どのように管理するかについて指標があるべきだと考える。懸念点としては、所属団体かつ傘下団体が一定数既に存在することであり、ここのものはどうするか。各ゼミナール委員会は全塾ゼミナール委員会の傘下団体にも関わらず所属団体でもあり、責任主体はどこか不明瞭である点と述べた。

2つ目については、毎月実施されている性暴力対策ワークショップに関して、執行機関側で検討した結果、オンデマンド化をしても良いのではないかと話があつた。

現状はオンラインでリアルタイム実施をしているが、時間を揃えることのハードルがある。また、大半は講義であることから、オンデマンドでも良いのではないのかなと考えた。現場からは、バランスを見た時に、オンデマンドにすることも十分検討に上がるのではとの声をいただいた。その点を含めてオンデマンド化することのデメリットを挙げるならば、そもそもちゃんと受けるかという点である。講義後に実施しているテストのボリュームをアップし、別の方針を立てることが対策案として挙げられるとし、その他にもオンデマンドならば1年に1回の改定は必要であると考えた。これらについてどうお考えか教えていただきたい。

三河は2点目の性暴力ワークショップのオンデマンド化から議論すると述べた。

後藤は、以下の通り発言した。山田が述べたように、運営側からの労力も考えなければならないと思うため、Safe Campus側がオンデマンドとしても問題ないなら特段いいのではないかと。傘下団体側からしても参加しやすくなるかと考える。傘下団体を持っている代表として、やはり代交代をしてから三ヶ月以内というものが混乱を生んでいる。3回必ず出席しないといけないのか、前年度代表代理として出席したが今年度もう一度出席する必要があるか、といった質問が頻繁に来る。オンデマンド化して、代交代の際にご出席くださいという形がやりやすいと考える。

荒井は、以下の通り発言した。似たような話になると思うが、オンデマンド化することによるメリットは大きいと考える。自分も実際に参加したが、実施時刻が遅く、その時はたまたま実験が早く終わったので参加できたが、薬学部の傘下団体を持っている芝学友会からすると、帰りの時間がバラバラであるため、本当に当日参加できるのかどうかは直前まで判断しづらい。現在代交代してから3ヶ月を超過する団体もあるので、オンデマンド化をして、3か月以内という規定も代交代直後と変更すれば、より見やすくなるのではないかと。またオンデマンド化のメリットは、代表だけではなく団体構成員が見られるようになることが挙げられると考える。自分が参加して会員に伝えるというのは簡単ではないため、同じものを見て意見交換なども考えると、オンデマンド化をし、多くの人が見られるようにするのはいいのではないかと考えた。

藤村は、以下の通り発言した。オンデマンド化は賛成である。広くみんなに見せることができ、好きなタイミングで取り組めるのではないかと。しかし、今までは月一回りマインドをしたことにより傘下団体は気づけていた側面があると考えられるため、代交代は団体によってバラバラだと思うが、その時々によりどうするか規定などが決められれば全面的に賛成である。

内島は、オンデマンド化は賛成で、理由としても荒井議員や藤村議員と同様であると述べた。

三河は、賛成であり、付け足す理由もないと述べた。三河は山田に対し、藤村から指摘があつた点はどうかと質問した。

山田は以下の通り発言した。傘下団体は上部団体に委ねられている。みなさんは代交代の際は申請をも

らわないものなのか。もしもらってないのだとすれば、それはそれで問題であると個人的には考える。また後藤の指摘のように、3カ月のルールについて齟齬がある点については、制度自体の問題というよりは日本語理解の問題だと考える。現状、代交代をした場合、その団体の代表が見なければならぬルールになっている。そのため傘下団体に対しては、適切なお連絡などは全塾協議会の管理云々ではないと考える。全体として、上部団体が傘下団体の代交代を管理することは盛り込んでもいいのではないかと。

また前提として、今回このような議論をしているが、オンデマンド化する準備が整っているわけではない。オンデマンドは見ないといった議論が一定数去年あり、Zoomの方が、緊張感があるということで、現在はZoomで実施されている。もし、今の議論で問題ないならば、全塾協議会の方針としてルールを作りたいと考えている。その上で、来月か再来月あたりに動画及び可決して欲しい文言が出るものと認識している。

藤村は、オンデマンド化した場合、見た時の確認はどうするのかと質問した。山田は、そういった技術的調整は行なっているが、見たかどうかを判断するだけでなく、テストの結果などを重要視することになるだろうと見解を示した。模範解答が出回ることへの対策としては、団体の性質に則して回答してもらうなどの工夫が挙げられると述べた。

後藤は、そういう試験的なものを設けることはいいが、それを確認して評価する制度はどうするのかと質問した。山田は、どこでコストを踏むのか次第であると述べた。基本的には、定量的に観測できるものはシステムに、定性的なものは提出され次第通知が管理側に行くようにし、誰かがNGを出せば棄却するといった制度設計をすることが想定されると述べた。とはいえど団体に則しているかどうかといった確認は難しいため、これについては、オンデマンドとして見た場合は良いとするのが最適ではないかと発言した。

後藤は、そのオンデマンドで効果は得られるかどうかについては結果次第だと感じると発言した。オンデマンドをすとなった上で、どういう対策をとるのかについて議会で承認をするものだと考えているため、先に全部出していただかないと責任を持ってOKをしづらいと述べた。

山田は、後藤に一定の理解を示し、改めて制度設計を進めつつ、議員の皆様には、性暴力対策ワークショップ導入時にZoomの時の試験内容・講義内容について詳細なアプローチを示さずに一旦承認していただいたように、抽象的な概念から一般的に判断をしていただいてから執行機関で詳細を協議させていただく方が円滑だと考えると述べた。指摘されるべきは法的な側面が優先であるため、法制的な面から見てどのような形であればオンデマンドでいいのかをご指摘いただきたいと述べた。

後藤は来月期までに持ってくればいいのかと質した。

山田は、一定程度理解は取れたと思っているが、来月期までに持ってくるのは難しい、概要をこちらで設けて、皆様の意見をいただいて新しく作ることになるだろうと述べた。

三河は、オンデマンド化に関してはここで一旦終了とすると述べた。

三河は続けて、1番について全体に意見を伺いたいが、規則を設けるべきか、なくてもいいのか、必要ならばどういった内容が求められるかについて全体に聞いた。

後藤は、以下の通り発言した。傘下団体に関する公平な規定に関しては、傘下団体を持っている上部団体側でコンセンサスが取れていればいいと考える。規則として明言しておかなければならないというわけではないというのが個人的な所感である。管理団体ごとに、傘下団体が納得いく形ならばそれでよいのではないかと。また、所属団体かつ傘下団体である団体に関しては、正直考えがまとまっていないため、全塾ゼミナール委員会のお話を伺った上で判断すると述べた。

荒井は以下の通り発言した。まず規定が必要かどうかについては、それぞれの上部団体が各傘下団体にどのようなルールを課しているかについて共有があってはじめて議論がなされるだろう。それを一律のルールにするべきかどうかについては、細かいところまですべてを同じにする必要はないと考える。

基本的なルールについては、上部団体自身が課せられているルールと傘下団体に課しているルールがあまりにも違うことがあってはならないと考えるため、自分たちに課せられているルールに加え、そこからさらに細かい規定を傘下団体に課すことについては、その上部団体が行うとするのが良いのではないかと考える。それを上部団体が好き勝手にやるのではなく、内容共有を互いにして、あまりにも傘下団体に利益・不利益が出ているのであれば、それを全塾協議会側で否定することが可能にできるようにするのが良いのではないかと考える。すなわち、ある程度上部団体に傘下団体のルール決めの権利があったうえで、ルールを課したことを上部団体内で共有し、それが適切かどうかについては他の上部団体の同意を求める、という形が適当ではないかと考える。

藤村は以下の通り発言した。傘下団体関連で利益・不利益の差分が出るのはお金に関するところだと思うが、所属団体と同様の厳しさ、例えば独自財源についてきちんと決めるかどうかといった点は、そこまで必要ないかと考える。交付金については決めたほうが良いのではないかと考えるが、実際に交付等の決定をしている身からすると、所属団体の監査とは違った基準がないとやりにくい部分がある。交通費など、傘下団体側が申請をしていくことがあると思うが、その基準については管理団体からの回答として「全塾協議会からの基準があって」と説明できれば良いのではないかと考える。もちろん団体によって違うとは思いますが、ある程度の基準があれば引き継いでいくとしても良いと考える。しかし、代表が変わって引き継ぎが曖昧だとできないものも存在する。また、傘下団体の特性が違うため統一できないこともあると思われる。そのためしっかりした規範をつくっていただけると、実際に運営する側としてもやりやすい。所属団体かつ傘下団体について考えはない。加盟団体に関する定義について、ある程度方向性を全塾協議会で決定できればと思う。

内島は、新たに付け加えたい論点はないとした。

三河は、以下の通り発言した。他の議員が持っているような傘下団体は自団体にはないことを前提としたうえで、個人的な結論としては、全塾協議会において特段の規約を定める必要はないと考える。団体の性質に大きく左右されるため、各団体に裁量を持たせるべきである。上部団体内に何らかの異議申し立て制度があれば良いのではないかと考えるが、それも上部団体の規則による。上部団体という、ある程度の格、歴史がある団体として、不満が出ないように形を作っていくのが筋ではないか。加盟団体の定義はこちらで定めても良いのではないかと考える。

山田は、例えば性暴力ワークショップをやるとしても、監督権を含めたうえでコンフリクトは起こりうると発言した。

それに対し三河は、上下関係としては全塾協議会が上である。その規範が抵触するなら、全塾協議会の規約違反になり得る。そのため、そもそも衝突はないのではないかと発言した。

山田はこれに対し以下の通り発言した。所属団体は全塾協議会が監督しなければならない。塾生代表と上部団体の意思決定のコンフリクトは、議論はあるかもしれないが、最終的には全塾協議会が優先されるというのは筋合いとしては正しい。しかし、何のために全塾協議会を優先しているのかという疑問がぬぐえない。どちらかに合わせても良いのではないかと考える部分が個人的にはある。私の意図としては、傘下団体に関するルールと所属団体に関するルールが異なった場合にどうすればいいかを明確にしたいということである。例えば、全塾協議会に「傘下団体には交通費を出してはいけない」というルールがあ

った時、各ゼミナール委員会はどうなるのか、といったことが挙げられる。

三河は、所属団体としての格と、傘下団体どちらが優先されるかということを確認しているのかと質した。

山田は、以下の通り発言した。三河の指摘のような側面もあると考える。例外措置でもいいかという点は考えどころである。乱暴な意見かもしれないが、機構自体にメスを入れることも検討すべきであろう。対外的に見て、「ソフトボール大会運営委員会」と唱えられないようにするべきなのではないのか。年間を通してコロナ禍を経て、改めて全体的に存在感を強めるべきではないか。これは塾生から寄せられた意見だが、各ゼミナール委員会がそれぞれゼミの説明をしているが、一括して情報が見られる方が良いのではないか。

ただ、今回提示した懸念はいま述べたことではなく、ルールに関しての衝突があることは望まれないよねということである。私の見解としては、統一した完全な規範をつくらうという意見ではなく、それぞれの団体で、他の団体の支出基準ならば出さないが、四谷自治会では医療行為に関する物品については優遇な支出許可措置などがある、といった考え方があるとすれば、対外的に説明できるようにすればいいのではないか。全塾協議会としては認められないが、それぞれの団体の方針に外れないものを認める規範があってもよいのではないか。

そういった意味で、上部団体ごとに差別化を設けることに異論はない。どちらかという、それぞれの団体が設けた基準を議会や塾生代表に報告するフローを規範で定める、財務面に関しては同じようなフォーマットでやるといったルール付けがある程度必要であると考え。

財務面についても提案していることはいたってシンプルで、目的としては自治会費のブラックアウトを避けることである。現状、塾生の希望があれば見せることができる状態にはあるが、それぞれで四つくらい追わなければ、何に使われたかが完全には情報が見えないという状態であり、あまり芳しくない。

我々全塾協議会として、責任が持てる状態なのかどうか肝要である。現状の体制で、果たして塾生への説明責任が果たせるのかが疑問である。毎年財務の支出基準等が改定されるタイミングで全塾協議会にも基準を出していただき、時の塾生代表が納得できればいいのではないか。塾生に対しての説明として、塾生代表の理解があればよいだろう。そのために規範規定は必要なのではないか。

加盟についてもそういったものが必要なのかなど。文化団体連盟本部では、監査は2年に1回の団体があったことなどが問題としてあったと思うが、精査すれば他にもまだまだあると思われるため、定めていくべきなのではないかと考える。

今は財務の監査を中心に話をしたが、フォーカスできる点があるとすれば、所属団体には支出 NG にも関わらず、傘下団体の支出ならば OK されるといった事例はよく議論に上がる。所属団体が福利厚生団体であるのに対し、傘下団体はほとんどが一般サークルである。もちろん団体の性質に応じた判断が必要だとは思いますが、原則 NG にすべきと考える。究極的には塾生に還元されているかが必要であると考え。そのくらいの基準は定める必要があるのではないか。時間等の事情もあるので、簡単な結論としていただきたいのは、傘下団体に関する広範な規定はつくっていく方針で宜しいかどうかである。大筋な方向性として補足をした上で、改めて意見をお聞きしたい。

後藤はなくていいと発言した。荒井は、とりあえずは作る方向でいいと発言した。

藤村は、以下の通り発言した。基準自体はあっていいとは思いますが、交通費などに関して、自団体の傘下団体の場合、僻地に行くこともあるため、どう分けて考えるかなど、現実的に細かく規定することは厳しいと考える。ざっくりした方針ならいいと考えるが、またそれはそれで必要なのか微妙なところである。



財務書類の書式統一など、はっきり上部団体から基準が言えるように、また見えるようにするところから始まるのではないか。

内島は、塾生代表の方針で作成する方向性でいいと考えると発言した。

三河は、なくていいのではないのかと思うが、作るとしたら特段反対はしないと述べた。

山田は、以下の通り発言した。意見は分かれたが、とりあえず作る方向で検討を進めたい。ある程度の基準に関する素案ができてから議論が始まると考える。抽象的なものもあるため、「上部団体の管理の方法に関する規則」といった基本方針や、支出基準についてはどうするかといったレベルでの話でもいいと考える。説明度合いは今後踏まえていくことになるだろう。

## (18) 塾生代表 議会運営の諸規定に関する議案

塾生代表より、議会運営の諸規定に関する議案が上程された。資料については[こちら](#)を参照されたい。

塾生代表 山田健太は、資料の方に記載がある通り、基本方針としては、①議決を取る、②規約を改正する、③現状議会について触れられているのが規約であるため、改めて新規則を作る、の3つがあったとした。

これに関する見解としては、③が最も無難であるとした。理由としては、規約は憲法のようなものであり、頻繁に変えるものではないと思っている、実際今回策定する規定も、改定されることが想定されることが挙げられる。

③の選択肢としては、(ア)規約に記載されていないもの、つまり不十分なものを制定する。(イ)議会に関連するものは移動して制定する、2点が挙げられ、個人的には(ア)の方について検討すべきだと考えているとした。理由は先述の通り規約の改定をしたくないため、と述べた。

以上を踏まえ、規則を制定し、規約では不十分な点を書けばいいと考えているとした。そこで、素案を作成したと述べ、画面共有をした。

今回制定するものとして定めたのは、発言権、議長の権限、傍聴に関してである。特に関係のあるところとしては第2、4条にある部分であると述べた。

第2条(発言)について以下の通り発言した。

今まで誰がそもそも発言して良いのかについて、極めて不明瞭であった。つまり一般の塾生が参加をした時に、その人は発言をして良いのか、またどこまでが発言権があるのだろうということが考えられる。これについて鑑みたときに、現状の全塾協議会としては間接民主制、民主的な制度に則り代表者を選ぶ、また歴史的経緯を踏まえた上で各上部団体より議員を選出する、そこに上げられたメンバーが、塾生の方針及び全塾協議会全般のルールを定めるものとしている。従って発言は彼らの権限だと考えられる。また議案を提出した人も発言の必要性があると判断する。

今回の議論においては、傍聴人が発言をしていいのかについて明文化したい。裁判など一般的な民意反映の場において、傍聴人には発言権は認められないものとする。ヤジを飛ばしたものの勝ちとなり、それは民主制に反するため、全塾協議会においても認めなくて良いのではないかと考える。言いたいことがある傍聴人は、議員や塾生代表に主張し、その人たちがこの場で発言をするというのが筋の通ったものであると考える。参考人などについては規約にて議長が定めることで発言ができるものとした。

つづいて、第4条(傍聴)に関して以下の通り述べた。

規約に定められている通り、議会は公開しなければならないものとなっている。物理的な傍聴には物理的な制約があり、正規学部生全員にあたる28000人は流石に現実的ではないので、公開すること＝物理

なことも考慮する必要がある、わけではないので、議会での傍聴の限界や物理的退場なども必要であるのではないかと考えた。

個人情報収集することは、塾生であることの証明になることや、教室を利用する関係で出席した傍聴者の学籍番号を必要とするケースがあることから明記していると述べた。

第3項は一般的に多く想定されるヤジや拍手について、意思表示、可否の表明にあたるため、これを認められるものではないとした。議員の中立的な判断を損ねるものを防ぐため、これを禁止とし、また妨害も認められないものとした。以上である。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河は、第二条の体裁に関して、「ただし議長が指名した場合はその限りではない」とあるが、これは2項だけに関するものではないと思うので、3項として独立させるべきではないかとした。加えて、情報取得として、個人情報の取得には慎重にならなければならないので、取得するものを限定的に列挙するか、それ以外には使用しないという情報の使用方針を明文化して定めたほうが良いと述べた。

山田は、1個目の体裁に関してはミスであるとし修正した。個人情報の取得に関しては、暗中模索の部分もあり、現時点で個別列挙できるとは言い切れなためこのような形を取ったと述べた。皆様の方で想定案があるならそれをもとに掲載しても良いのではないかと考えており、これであれば充足するというような案はあるかと全体に投げかけた。

三河は、何の情報取得すべきかが定めにくいのであれば、目的で理由を書くのが良いのではないかと述べた。目的をある程度列挙し、それが拡大することはない。目的に縛りをかければ良いのではないかと考えを示した。傍聴の理由として、塾生の確認と、大学へ提出するためと記載すればよいのではないかと提案した。

山田は、「全塾協議会は、塾生であることの確認並びに参加者の情報管理を目的として傍聴人の情報を一部取得することができる」と改めた。大学介入については実務上あるのは事実だが、要するところで言えば会議の場所の情報管理であるとした。過去にも検討にあがったこととして、議会で別の場所を使うことは議論に上がっているため、よりこちらの方が適切であろうと述べた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤は、傍聴人は発言をしないことを前提にしているのかと質問した。山田は、第2条に含まれるのでそうであると述べた。

後藤は続けて、議長が発言を承認した場合は、議事録に残るのかと述べた。山田は、それについては少々厄介で、議長が指名する際には、議事録への掲載を含めて同意されますかということをお口頭で文言を取る必要があると述べた。後藤は、それは規則には含めないのかと確認した。山田は、難しいのが、第2項の規定にある、「ただし議長が指名した場合はその限りではない」というところだと述べた。

後藤は、傍聴人として来ていなかったとして、議事録に名前を残していいと誓約書をとっているのは団体の代表と財務責任者のみであり、代理は誓約書を取っていないのに議事録に残るといった事例もあるので、今回規則で制定する場合には、そこまで取った方が良いのではないかと述べた。

山田は、後藤の指摘を受け、登記から見直すべきだと解釈したとし、考えうる選択肢としては、①、②の間に、「発言者は議事録に氏名等の個人情報が記載されることに同意しなければならない」と記載することが挙げられるのではないかと発言した。

後藤は、その場合は誓約書を書いてもらっている人もいるが、こちらに従うのかと述べた。山田は、「運営規則に基づいてご発言される場合には、このようなことになるので」と議長に都度確認をとってもらうことが想定されるのではないかと述べた。後藤は、では毎回発言をする場合に、議長が確認取るとい

ことかと述べた。

山田は、基本的に今回の事例に多く該当するのは代表等の代理出席の場合であり、事前に各団体責任者に対して、構成員出席の際はこの点を強く注意することを塾生代表の諸業務として行うと述べた。その上で、今必要なこととしては、議事録に掲載する根拠だと思われるため、規則にあることにより確認が取れているという根拠を作ることが大事だと述べた。後藤に指摘いただいたことは、「発言者は議事録に自身の名前等の個人情報に掲載されることに同意しなければならない」として記載することになると述べ、議事録に乗りたくないけど発言したい、というのは趣旨として考えられないものとする方針で行きたいと全体に確認した。

山田は、その他特段指摘がないのであれば、③-(ア)の方針で良いかと確認した。三河は③-(ア)を方法論として取る上で、なぜ規約の改正に否定的なのかと山田に質問した。山田は、改正するのが嫌というよりは、安易な改正をして良いものとして取り扱うことが嫌だと述べた。明瞭に変える理由があるならば改正するべきであるが、規則ならいざ知らず、毎月変わる憲法などにどれだけの価値があるのかというところに大きな疑問点を抱くと述べた。今後、規約は改正を難しくすべきであると考えするため、今回規約を変更しないことによる大きな問題があるわけでもないことからやめておきたいと述べた。

ここで後藤は、草案に対し、全塾協議会定例会および臨時会を議会と称しているのは、全塾協議会規約に則して合っているかと疑問を呈した。山田は、全体の見解を求めた。

後藤は、議会は会議の場ではなく、組織全体を指していると個人的には考えており、定例会などは議会と呼ばないと考えため、「議会運営規則」に疑問を抱くと述べた。三河は、後藤の指摘は、「定例会および臨時会で」という文言になるのかと述べた。後藤は文中ではそうあるべきではないかと述べた。

山田は、名称に関しては、「議会運営規則」でいいのではないかと発言した。解釈については、議会については現状の規約では表記揺れがあるという認識であるため、解釈論によるのではないかと述べた。例えば全塾協議会規約第 13 条では、「議会は」とあるが、第 15 条は、「臨時会」を招集できると記載しており、会議も組織体も指していると解釈を述べ、一般的に読みやすい方に即するならば、大きな反対がない限り「議会」と呼称すべきと述べた。

後藤はこれに対し、規約の第 2 章における定例会および臨時会の呼称は「議会」と変えた方がいいのではないかと、表記揺れがあるからどちらでもいいは違うとし、揃えに行った方がいいところもあるとした。解釈としては取りようがあると見解を述べた。

山田は、組織体および会議体であることをともに表してはいけないという前提に立つなら、後藤の述べる通りであり、構わないとするなら今のままでも問題ないとした。それについては価値観によるとし、国会法なら分けている印象があるが、地方自治法では比較的両方の文脈を含むのではないかと述べた。全ての表記を「定例会ならびに臨時会」に変えた方がいいと言うならば、タイトル以外は変更もやぶさかではないとした。

後藤は、個人的な考えとしては、規約が第一にあるべきということを前提に置き、「議会」を定義しているところでは、議会は議員によって構成されるとあるため、定例会や臨時会とは別物であるべきだとした。文面に関しては「定例会および臨時会」にした方がいいのではないかと発言した。

三河は意見を他の議員に求めた。

四谷自治会会長 藤村は、議会としても、「定例会および臨時会」を包含しているという立場でもいいと思うが、後藤の述べる通り、規約にあるならば書き換えてもいいのではないかと発言した。

芝学友会会長 荒井は、文面上の読みやすさなら、「議会」の方がいいと思うが、パッと見たときの内容

の捉えやすさでは「定例会、臨時会」とある方が変に解釈の余地を持たせないものになるだろうと述べた。「議会運営規則」という名前はそのままでいいように思えるが、文中の実際定例会・臨時会に関することは「定例会、臨時会」と記載されている方が、内容が分かりやすいのではないかと発言した。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 内島は、どちらでも大丈夫かなと思ったが、荒井の考えを聞いた上で、定例会と誤解を生まない表現もあると思うため、変更した方がよいのではないかと述べた。

三河は、私の見解も荒井と一緒に変えた方がいいと述べた。規則名に拘束力はないので、内容は変えた方がよいのではないかと考えると発言した。

山田はこれを受け、文面を変更する方向で行くが、文面全体を変更するか、第一文に「議会とは定例会および臨時会」と指すか、どちらが良いかと問いかけた。

後藤は文面全て変えた方がいいと思っており、規約の方で「議会」について定義づけがあるならば、そのことでの齟齬がない方がいいとした。藤村は、後藤とほぼ同意見で、全て書き換えるべきだと述べた。内島、荒井はどちらでも良いと発言した。

三河は、規約との齟齬はできるだけない方がいいとした。規約に立ち返ることになることが無いよう、全て書き換えるのがいいと発言した。

山田は、皆様のご意見を踏まえ、改正した PDF を画面共有した。変更点としては、議会運営規則という表記を残し、第3条の議会を代表するという表現以外を議会ではなく「定例会および臨時会」とした。そのまへの「議会の秩序を保持し」の部分についても変更、議会終了時については、「その会の終了時」という表現にした。また、その他の第2条と第3項がくっついている部分も変更したと述べた。

三河は、第2条4項のところで「ただし」はいらないとし、前2項では合わないので前3項にするべきだとした。

後藤は第2条の順番は流れとして適切かと疑問を呈し、第3項は項数の流れ的に発言者を指しているわけではないのかと述べた。三河は第2項だけでいいと述べ、それに対し山田は、それでも構わないし、①の方に但し書きで議長とするでも問題ないとした。だいぶ時間をかけてしまっているので早く議論を終わらせたいと述べた。

山田は最終的に、第2条④の表現は前3項とすることも踏まえて議決を取りたいと述べた。後藤はそうすると、議事録に掲載することがその限りではないことも含まれるのではないかと述べた。山田はそのシチュエーションが存在するならば、議事録に責任を持つのは議長であり、糾弾されるのも議長なので特に問題ないとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表は本議案を承認した。

## 8. 連絡事項

事務局長 佐々木菜緒は、次回の全塾協議会定例会予定日は6/17(土)で、14時から、場所は、矢上ないし日吉を前提として進めると述べた。全塾協議会所有の Slack ワークスペースのメンバーについては上部団体に削除予定者はいないと報告した。

ここで文化団体連盟本部の後藤より、6月23日の6限の時間に西校舎学生団体ルームの総会を行いますので、部室をお持ちの団体代表者は必ずご出席くださいと連絡した。

## 9. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。